

北里大学薬友会規約

昭和40年1月1日施行
昭和46年4月1日改正
昭和55年5月20日改正
昭和55年10月26日改正
昭和60年12月4日改正
平成24年5月20日改正
平成30年5月19日改正

第一章 総 則

第1条(名称) 本会は北里大学同窓会薬学部会であり、北里大学薬友会と称する。

第2条(目的) 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて文化・教養の向上に資し、以って北里大学薬学部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 会員相互の交流および親睦。
2. 会報の発行。
3. 講演会・講習会等の開催。
4. 準会員への支援。
5. その他、必要と認められる事業。

第4条 本会は事務局を東京都港区白金5丁目9番1号北里大学薬学部内に置く。

第二章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織する。

1. 正会員 A 会員 北里大学薬学部卒業生。
 B 会員 入会を希望する北里大学大学院薬学研究科修了者。
2. 準会員 北里大学薬学部学生。
3. 特別会員 (イ) 北里大学薬学部現教職員。
 (ロ) 理事会で推薦した北里大学薬学部旧教職員。
4. 名誉会員 本会および学部の発展に寄与した者で理事会で推薦し、総会で承認された者。
5. 賛助会員 本会の主旨に賛成し理事会で承認した者。

第6条 本会は名誉会長および顧問を置くことができる。

2 名誉会長および顧問は、理事会で推薦し、総会で承認する。

第三章 役員

第7条 本会には次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名
理事 30名以内(常任理事若干名を含む)
監事 2名

第8条 会長は本会を代表し、会務を総べ理事会の議長となる。

2 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を組織し会の運営にあたり、常任理事は常任理事会を組織して事業の執行にあたる。

4 監事は会計および事業の監査を行なう。

第9条 役員を選出は次の方法による。

1. 役員は正会員より選出する。

2. 会長・副会長は理事会で推薦し総会で選任する。

3. 理事は正会員の推薦による者、ならびに理事会で推薦した者を総会で選任する。

4. 常任理事は理事会で互選する。

5. 監事は総会で選任する。

第10条 役員任期は3年とし再任することができる。

第11条 本会に職員を置くことができる。

第四章 会計

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 正会員および賛助会員は会費を納めるものとする。その金額および納入方法については別に定める。

第五章 会 議

第 14 条 会議は定期総会・臨時総会・理事会および常任理事会とする。

- 2 定期総会は毎年 5 月中に開催し、次の事項を審議決定する。
 1. 役員の選任。
 2. 前年度の事業報告。
 3. 前年度の収支決算の承認。
 4. 当年度の事業計画。
 5. 当年度の予算。
 6. その他。
- 3 臨時総会と理事会、常任理事会は必要に応じて会長が招集する。
但し、役員または代議員の 3 分の 1 以上から要求があった場合は、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

第 15 条 総会の構成および運営は次の如くとする。

1. 総会は役員および代議員を以って構成する。
但し、会員は出席して意見を述べることができる。
2. 代議員は各科各期の正会員の人数を考慮して人数を理事会で決定し、各科各期で推薦し、総会で選任する。代議員の任期は 3 年とする。
3. 総会の開催は役員および代議員の 3 分の 1 以上の出席を必要とする。
4. 総会の議長団は構成員より選出する。
5. 総会の議決は出席役員および代議員の過半数による。
但し、規約の改正は別章に定められた方法によって行なわれる。
6. 役員および代議員が総会に出席できないときは、同科、同期所属会員に代理出席を委任するか、議長に白紙委任することができる。
7. 特に緊急を要するときは、役員および代議員の書面審議を以って総会に代えることができる。

第 16 条 理事会は会長・副会長・理事・監事を以って構成し、常任理事会は会長・副会長・常任理事を以って構成する。

- 2 理事会および常任理事会の開催はその構成員の 3 分の 1 以上の出席を必要とする。
- 3 理事会に出席できない理事は他の理事にその権限を委任することができる。
- 4 理事会および常任理事会の議決は出席者の過半数による。

第 17 条 理事会は次の事項を決定する。

1. 総会の議案に関する事項。
2. 本会の運営上必要な細則制定に関する事項。
3. その他会務運営上必要な事項。

第 18 条 常任理事会は会務執行上必要な事項につき議決する。

第六章 支 部

第 19 条 本会は理事会の議決を経て支部を置くことができる。

第七章 雑 則

第 20 条 本会には選挙管理委員会を置くことができる。

第八章 改 正

第 21 条 規約の改正は理事会の過半数の賛成を得てこれを発議し、総会の 3 分の 2 以上の賛成を以ってなされる。